

## 社会資本整備事業調整費(調査の部)平成18年度調査概要

調査名等	調査概要
<p>海岸における一体的漂着ゴミ対策検討調査</p> <p>[配分額] 79,968千円 [担当府省] 農林水産省 水産庁 国土交通省</p>	<p>近年、日本の沿岸において外国由来のものを含む漂流・漂着ゴミによる問題が深刻化しており、特に日本海沿岸に漂着する外国由来ゴミが再三マスコミ等に取り上げられ、国民の関心が高まってきているところである。</p> <p>現在、海岸における漂着ゴミに対しては、海岸管理者、地方公共団体及びボランティア団体やNPO等により清掃活動がなされているものの、依然として多量の漂着ゴミが海岸に残されており、海岸保全施設の機能低下や海岸環境及び景観の悪化が懸念されている。</p> <p>こうした中、平成18年2月に構造改革特別区域推進本部において、漂流・漂着ゴミについて実効的な対策を講じるために、発生源対策の検討を行うと同時に、当該ゴミによる被害が著しい地域への対策を検討し、今年度末までに当面の対策をとりまとめることが決定され、同年4月には関係府省の局長級からなる「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係府省会議」が設置されたところである。</p> <p>本調査では、わが国の沿岸における漂着ゴミの実態を全国にわたり調査し、漂着ゴミが放置されることによる海岸の防災機能、生態系環境及び利用環境に与える影響等について把握・分析することで、漂着ゴミの海岸に与える影響を軽減する改善策や処理の効率化手法について検討を行い、行政と地域との連携・協働による海岸管理方策を含めた海岸における一体的な漂着ゴミ対策の推進を図るものである。</p>
<p>【問合せ先】国土交通省河川局砂防部保全課海岸室 tel.03-5253-8111(内線36-333)</p>	
<p>ダム貯水池における流木流入災害の防止対策検討調査</p> <p>[配分額] 44,904千円 [担当府省] 林野庁 国土交通省</p>	<p>流木による災害についてはこれまでも種々の対策がとられてきたところであるが、近年、局所的な集中豪雨が増加傾向にあり、平成17年度においても台風等による豪雨を起因とする流木災害が各地で発生した。</p> <p>これらの災害は、集中豪雨の増加に伴う上流域における渓岸侵食等の増加が原因となっているものと見込まれており、下流域への重要な水源となるダム貯水池においては、流木の除去費用負担の増大やダム施設への悪影響等が問題となっている。</p> <p>また、平成18年の記録的豪雪の融雪に伴う融雪災害によりダム貯水池における流木流入災害の発生が懸念されているところであり、今後安定的に水資源を供給し続けるためにも、ダム貯水池へ流入する流木の対策について早急に検討する必要がある。</p> <p>本調査では、近年の降雨パターン等自然条件の変化を踏まえ、上流の水源地域の森林の状況把握や流木の発生・挙動メカニズムを分析・検討し、ダム貯水池への流木流入災害についての課題を整理するとともに、両省庁における連携方策をとりまとめ、流木災害の効率的かつ効果的な防止を目指すものである。</p>
<p>【問合せ先】林野庁森林整備部治山課水源地治山対策室 tel.03-3502-8111(内線6299)</p>	
<p>大規模地震災害による被害低減に向けた情報共有・輸送路確保方策検討調査</p> <p>[配分額] 79,698千円 [担当府省] 農林水産省 水産庁 国土交通省</p>	<p>東南海・南海地震は、今後30年における発生確率が50%以上、死者2万人以上と想定されている。このような中で、平成15年12月に中央防災会議より「東南海・南海地震対策大綱」が出され、被害軽減対策の効果的推進のために関係機関がより緊密な連携を図ることが求められた。これを受けて平成17年6月に各関係府省が連携した東南海・南海地震対策連絡調整会議が発足し、被害軽減には地震・津波発生情報や被害情報の早期的な収集及び各機関の情報の共有を行うことが有効であると示されたところである。</p> <p>しかし現状では、大規模地震災害における地震・津波発生時の広域的な救援活動や物資輸送を行う上で重要な役割を果たす緊急輸送ネットワーク機能が、被害情報の不足や混乱により十分に発揮されない可能性が高く、また、津波等により広域かつ長期間に多数の集落が孤立する可能性が高いことから、国の機関、地方自治体を含めた各機関保有情報の効率的な収集・共有及び緊急時の輸送路の確保への活用方策の検討が急務となっている。</p> <p>本調査では、東南海・南海地震における甚大な被害が予想される四国・近畿地方をモデルとして、効率的な情報の収集・共有方策及び緊急輸送路の機能確保方策を検討しとりまとめることにより、東南海・南海地震をはじめとする大規模災害時における被害軽減に資するものである。</p>
<p>【問合せ先】国土交通省総合政策局事業総括調整官室 tel.03-5253-8111(内線24-534)</p>	

調査名等	調査概要
<p>生態系保全のための植生管理方策及び評価指標検討調査</p> <p>[配分額] 171,909千円 [担当府省] 農林水産省 林野庁 国土交通省 環境省</p>	<p>各府省が実施する公共事業では、土地の改変等によりそこに生息する植生を大規模に喪失することがあるため、浸食防止や景観への影響低減の観点から、外来種を用いた早期緑化などの植生復元措置を講じている。</p> <p>こうした海外から輸入された緑化植物の取扱いについては、関係各省の連携のもと一定の取組が進められているところである。一方で、既に緑化に用いられている植物が工事中機材や流水によって非意図的に公共事業地から逸出している場合や、逸出先での管理行為等によりかえって外来種が増加している場合があることが最近の植生調査等により明らかになったところであり、平成18年1月の中央環境審議会においても、国内の動植物の地域外移動の問題についても更に取組を進めていくこととされたところである。</p> <p>このため、既に逸出している緑化植物について生態系保全の観点から適切な管理手法を速やかに講じるとともに、国産の植物を使用する場合にも一定の検討を行うことが必要であり、これらを統合した公共事業地における植生管理手法を構築することが求められている。</p> <p>また、平成18年4月に閣議決定された第3次環境基本計画においては、生態系に関する指標を用いることにより生物多様性に対する認識を深め、その保全のための取り組みを進展させることとされており、生態系保全に関する取り組みを定量的に計測できる評価手法を確立する必要がある。</p> <p>本調査では、地域の生態系を保全再生する観点からの緑化植物の逸出のモニタリング方法、適切な防除方法、緊急に保全すべき在来種を踏まえた管理方策、国産植物の取扱い等の検討をするとともに、生態系の保全に関する取り組みを定量的に評価するための指標を策定することにより、公共事業における生態系の保全・形成の推進を目指すものである。</p>
<p>【問合せ先】環境省自然環境局国立公園課 tel.03-3581-3351 (内線 6448)</p>	

担当府省欄の下線部は、当該調査における幹事府省を示す。